

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程

(用語)

第1条 この規程において使用する用語は、京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(排水設備の計画の確認)

第2条 条例第7条第1項本文の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類に図面その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 排水設備工事を行う場所
- (3) 排水設備工事の種別
- (4) 排水管の内径、ますの位置その他の工事概要並びに水洗便所にあつては便器の種類及び数量
- (5) 建築物の概要
- (6) 条例第7条第2項の規定により指定下水道工事業者が排水設備工事の設計又は施行を行う場合にあつては、その指定下水道工事業者の氏名及び住所並びに京都市指定下水道工事業者規程第1条の2第3号に規定する責任技術者
- (7) 排水設備工事の着工日及びしゅん工期限
- (8) 前各号のほか、管理者が定める事項

(排水設備工事のしゅん工期限)

第3条 条例第7条第1項本文に規定する指定期限は、特定環境保全公共下水道の供用が開始された場合における排水設備工事については当該供用開始後3月以内とし、その他の排水設備工事についてはその都度指定する。

2 前項に規定する指定期限内に排水設備工事をしゅん工できない者は、その理由を明ら

かにして当該期限の延長を申請することができる。

(軽易な修繕工事)

第4条 条例第7条第1項ただし書及び同条第3項前段に規定する管理者が定める軽易な修繕工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ますの蓋又はマンホールの蓋の据付け又は取替え
- (2) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕
- (3) 前各号のほか、管理者が認めるもの

(排水設備の清掃の費用)

第5条 条例第8条後段に規定する排水設備の清掃の費用の額は、別に定めるところにより算定した実費額とする。

2 前項の清掃の費用は、清掃完了後30日以内に納入しなければならない。ただし、排水設備のます（管理者が設置したものを除く。）のみの清掃の費用は、清掃後直ちに納入しなければならない。

(排水設備の設置義務の免除)

第6条 管理者は、公共下水道以外の公共用水域への下水の排出が特にやむを得ないと認められる場合で、管理者が別に定める要件を満たすときは、下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可をすることができる。

(汚水の排除等の届出)

第7条 条例第9条第1項前段の規定により特定環境保全公共下水道の排水区域内において汚水の排除をしようとする者は、管理者の指定する方法により、次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 京都市水道事業条例第2条第2号に規定する共用装置（以下「共用装置」という。）の水に係る汚水を排除しようとする者にあつては、その共用装置に係る届出を行った者又は使用者を代表する者の氏名及び住所
- (3) 排水設備の所在地
- (4) 汚水の区分
- (5) ポンプの種別、数量及びその揚水能力
- (6) 汚水の排除を開始する予定年月日
- (7) 臨時使用の場合にあつては、汚水の排除をやめる予定年月日

(8) 排水設備を使用する業態

2 条例第9条第1項後段の規定により前項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を変更しようとする者は、管理者の指定する方法により、次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容

(3) 変更予定年月日

3 条例第9条第1項後段の規定により汚水の排除をやめようとする者は、管理者の指定する方法により、次の各号に掲げる事項を届け出るものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 汚水の排除をやめる予定年月日

(特別汚水)

第8条 条例第9条第2項前段に規定する特別汚水(以下「特別汚水」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生物化学的酸素要求量が1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超える汚水

(2) 浮遊物質量が1リットルにつき200ミリグラムを超える汚水

(特別汚水の届出)

第9条 条例第9条第2項前段の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 排水設備の所在地

(3) 汚水の区分

(4) 特別汚水の水質

(5) 特別汚水の排除を開始する予定年月日

2 条例第9条第2項後段の規定による届出は、次の各号に掲げる事項(特別汚水の排除をやめる旨の届出にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した書面により行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 排水設備の所在地

- (3) 汚水の区分
- (4) 変更に係る事項並びに当該事項の変更前及び変更後の内容
- (5) 変更予定年月日又は汚水の排除をやめる予定年月日

(特別汚水の認定)

第10条 管理者は、条例第9条第2項の規定による届出（同項後段の規定によるものにあつては、前条第1項第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。）があり、当該届出に係る汚水の水質が、下水道法施行令（以下「令」という。）第6条第1項後段に規定する方法により検定した場合における数値であつて、第8条各号に規定する特別汚水の基準に該当すると認めるときは、当該汚水が特別汚水であることにつき認定するものとする。

2 前項の規定による認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、37月を超えない範囲内において管理者が定める。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 管理者は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定に係る特別汚水の水質（以下「認定水質」という。）及び認定期間を、当該特別汚水を排除しようとする者に通知する。

4 認定期間の満了後、認定水質と同じ水質の特別汚水の排除を継続しようとする者は、当該認定期間の満了の日以前において管理者が指定する日までに、管理者に継続して認定するよう申請しなければならない。

5 前項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 排水設備の所在地
- (3) 汚水の区分
- (4) 特別汚水の水質
- (5) 現に受けている第1項（次項において準用される場合を含む。）の規定による認定の有効期間

6 第1項から第3項までの規定は、第4項の申請があつた場合について準用する。

(除害施設の設置等を要しない下水)

第11条 条例第11条第2項に規定する管理者が定める下水は、次の各号に掲げる水質

の下水であって、その排出量が1日につき200立方メートル以下のものとする。

- (1) 温度 45度以上
- (2) アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以上1,200ミリグラム以下
- (3) 水素イオン濃度 水素指数9以上
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以上3,000ミリグラム以下
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム以上3,000ミリグラム以下
- (6) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以上
- (7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以上1,200ミリグラム以下
- (8) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム以上160ミリグラム以下

2 前項に規定するもののほか、条例第11条第2項に規定する管理者が定める下水は、同条第1項第3号に規定する下水のうち、令第9条の11第1項第3号ただし書の規定に該当する水質の下水とする。

(除害施設の設置等の計画の届出)

第12条 条例第11条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項（第1号に規定する事項のみを変更しようとする場合は、同号に限る。）を記載した書面に、管理者が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、下水道法第12条の3各項、同法第12条の4、同法第12条の7又は同法第12条の8第3項の規定による届出を行った場合は、当該届出により、条例第11条第3項の規定による届出を行ったものとみなす。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 届出に係る除害施設の概要及び設置場所又は条例第11条第1項に規定する必要な措置の内容
- (3) 条例第11条第1項に規定する下水の水質及び1日の最大排出量
- (4) 除害施設を設け、又は条例第11条第1項に規定する必要な措置を講じた後に特定環境保全公共下水道に排除する下水の推定される水質

(行為の許可)

第13条 下水道法第24条第1項の許可を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類（図面を含む。）を提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 施設又は工作物その他の物件の概要，設置場所，設置の目的及び設置期間
- (3) 前号の物件に係る工事の概要並びに工事の施行者の氏名及び住所

(特別放流の届出)

第14条 条例第12条第2項において準用する条例第9条の規定による下水の排除の届出については，第7条の規定を準用する。この場合において，第7条第1項第3号及び第8号中「排水設備」とあるのは「排水施設」と読み替えるものとする。

(特別汚水に係る使用料の加算額)

第15条 条例第16条第4項（条例第17条第4項，条例第17条の2第3項及び条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する管理者が定める基準により計算して得た額は，加算前使用料額（特別汚水に係る条例第16条第1項（条例第17条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する合計額，条例第17条第1項に規定する合計額若しくは条例第18条第1項に規定する合計額又は条例第17条の2第2項に規定する使用料の額（100分の108を乗じる前の額）をいう。）に特別汚水に係る次の表の左欄に掲げる汚水濃度指数（汚水の濃度を示す数値として，別に定める方法により認定水質を基に算定される数値をいう。）の区分に応じ，同表右欄に掲げる率を乗じて得た額に，100分の108を乗じて得た額とする。この場合において，当該額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

| 汚水濃度指数         | 率     |
|----------------|-------|
| 240未満          | 0.063 |
| 240以上480未満     | 0.124 |
| 480以上720未満     | 0.248 |
| 720以上960未満     | 0.372 |
| 960以上1,200未満   | 0.496 |
| 1,200以上1,440未満 | 0.620 |
| 1,440以上1,680未満 | 0.744 |
| 1,680以上1,920未満 | 0.868 |
| 1,920以上2,160未満 | 0.992 |
| 2,160以上2,400未満 | 1.116 |

|                  |        |
|------------------|--------|
| 2, 400以上2, 640未満 | 1. 240 |
| 2, 640以上2, 880未満 | 1. 364 |
| 2, 880以上3, 120未満 | 1. 488 |
| 3, 120以上3, 360未満 | 1. 612 |
| 3, 360以上3, 600未満 | 1. 736 |
| 3, 600以上3, 840未満 | 1. 860 |
| 3, 840以上4, 080未満 | 1. 984 |
| 4, 080以上4, 320未満 | 2. 108 |
| 4, 320以上4, 560未満 | 2. 232 |
| 4, 560以上4, 800未満 | 2. 356 |
| 4, 800以上5, 040未満 | 2. 480 |
| 5, 040以上5, 280未満 | 2. 604 |
| 5, 280以上5, 520未満 | 2. 728 |
| 5, 520以上5, 760未満 | 2. 852 |
| 5, 760以上         | 3. 000 |

2 前項の規定は、条例第23条第2項において条例第16条第4項の規定を準用する場合について準用する。

(管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における専用装置の水に係る汚水の使用料の額)

第16条 条例第17条の2第2項に規定する1月の使用料の額は、別表第1に掲げる従量使用料の額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定は、条例第21条第5項の規定により2月の汚水排出量に係る使用料の額を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」と読み替えるものとする。

(井戸汚水等の排出量の認定)

第17条 条例第21条第3項の規定による使用水量の認定は、条例第22条第1項に規定する計測のための装置によるほか、揚水設備の能力及び稼働時間、水の使用状態その

他の事項を考慮して行う。

(使用料の納入期限)

第18条 条例第25条第2項に規定する使用料の納入期限は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 納入通知書により納付する場合は、納入通知書を発送した日から起算して10日を経過した日とする。
- (2) 地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者により納付する場合は、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信した日から起算して10日を経過した日とする。
- (3) 口座振替による場合は、条例第16条第1項に規定する定例日の属する月の翌月の17日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する納入期限が、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とする。

(使用料の額の算定の特例)

第19条 条例第24条第3項に規定する使用料の額は、定例日から汚水の排除をやめた日までの期間その他の事情を考慮して算定する。

(染色整理業に係る使用料の減額)

第20条 管理者は、次の各号に該当すると認めたときは、条例第28条第1項の規定に基づき、使用料を減額する。

- (1) 染色整理業を営む者で、別に定める申請書を提出した者
- (2) 主として、その作業工程で生じた1月の汚水排出量が100立方メートルを超える者
- (3) 使用料を納入期限から20日以内に納入している者
- (4) 下水道法第37条の2の規定に基づく命令等又は同法第38条の規定に基づく処分等を受けていない者
- (5) 京都市水道事業条例施行規程第13条第1項第3号に規定する者

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに該当しない場合であっても特に必要と認めたときは、使用料を減額することがある。

3 前2項の規定に基づく減額措置後の1月の使用料の額は、次項に規定する基本使用料の額及び第5項に規定する従量使用料の額の合計額に100分の108を乗じて得た額



とする。この場合において当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 1月の基本使用料は、650円とする。

5 1月の従量使用料は、別表第3に掲げるとおりとする。

6 第1項及び第3項から前項までの規定は、隔月に汚水排出量の認定を行う場合の使用料の額について準用する。この場合において、第1項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「100立方メートル」とあるのは「200立方メートル」と、第3項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、第4項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「650円」とあるのは「1,300円」と、前項の規定中「1月」とあるのは「2月」と、「別表第3」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

(分担金)

第21条 分担金は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納入しなければならない。

(1) 一時に全額を納入する方法

(2) 全額を次に掲げる公共下水道の区分に応じ、それぞれ次に掲げる回数に分割して納入する方法

ア 北部地域下水道 18回

イ 京北下水道 6回

2 前項第2号に掲げる方法により分担金を納入する場合における第2回以後の各回の納入期限は、次の各号に掲げる公共下水道の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 北部地域下水道 直前の納入期限の翌日から起算して2箇月以内

(2) 京北下水道 直前の納入期限の翌日から起算して6箇月以内

3 管理者は、第1項第2号に掲げる方法により分担金を納入する者が分担金を滞納したときその他特別の理由があると認めるときは、納入期限前においても、未納の分担金の全部又は一部を徴収することができる。

(使用料等の減免)

第22条 条例第28条の規定により、条例第14条後段の規定により負担させる費用、使用料又は分担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

別表第1（第16条関係）

| 水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量 |  | 従量使用料（1立方メートルにつき） |
|-------------------------------|--|-------------------|
| 1                             | 10立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数（以下「使用者数」という。）を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量（以下「選択された水量」という。）を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。） | 円<br>10           |
| 2                             | 1の項の規定により計算して得た水量を超え、20立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）  | 113               |
| 3                             | 2の項の規定により計算して得た水量を超え、30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）  | 116               |
| 4                             | 3の項の規定により計算して得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）   | 162               |
| 5                             | 4の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）   | 183               |
| 6                             | 5の項の規定により計算して得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る  | 201               |

|   |  |     |
|---|--|-----|
|   | 場合には、零とする。)  |     |
| 7 | 6の項の規定により計算して得た水量を超え、5,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。) | 213 |
| 8 | 7の項の規定により計算して得た水量を超える部分  | 218 |

別表第2 (第16条関係)

| 京都市水道事業条例第15条の3第2項の規定により計算して得た水量 |  | 従量使用料(1立方メートルにつき) |
|----------------------------------|--|-------------------|
| 1                                | 20立方メートルに京都市水道事業条例第15条の3第1項に規定する共同住宅において水の供給を受けている使用者の数(以下「使用者数」という。)を乗じて得た水量から同条第2項第1号又は第2号に規定する合計した水量のうちいずれか大きい水量(以下「選択された水量」という。)を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。) | 円<br>10           |
| 2                                | 1の項の規定により計算して得た水量を超え、40立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)  | 113               |
| 3                                | 2の項の規定により計算して得た水量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)  | 116               |
| 4                                | 3の項の規定により計算して得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分(当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。)   | 162               |
| 5                                | 4の項の規定により計算して得た水量を超え、400立方メー   | 183               |

|   |   |     |
|---|---|-----|
|   | トルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）                                |     |
| 6 | 5の項の規定により計算して得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。）  | 201 |
| 7 | 6の項の規定により計算して得た水量を超え、10,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量から選択された水量を控除して得た水量までの部分（当該控除して得た水量が零を下回る場合には、零とする。） | 213 |
| 8 | 7の項の規定により計算して得た水量を超える部分   | 218 |

別表第3（第20条関係）

| 汚水排出量                       | 従量使用料（1立方メートルにつき） |
|-----------------------------|-------------------|
| 5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分    | 円<br>10           |
| 10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分   | 113               |
| 20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分   | 116               |
| 30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分  | 162               |
| 100立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分 | 143               |
| 500立方メートルを超える部分             | 180               |

別表第4（第20条関係）

| 汚水排出量                     | 従量使用料（1立方メートルにつき） |
|---------------------------|-------------------|
| 10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分 | 円<br>10           |
| 20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分 | 113               |
| 40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分 | 116               |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 60立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分    | 162 |
| 200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの部分 | 143 |
| 1,000立方メートルを超える部分             | 180 |

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

2 この規程の施行の日前に廃止前の京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。

(上下水道局総務部総務課)